

審判所の所得税法59条1項の解釈について（講師のコメント）

審判所の解釈は令和2年最高裁判決での解釈を引用し、所得税法59条の問題を考える場合の基礎になるものです。

所得税法59条1項は、個人から法人への資産の譲渡において、その総収入金額を同36条が定める原則である「収入すべき金額」（＝当事者間で合意した譲渡価額）ではなく、時価で譲渡があったものとみなすとしています。譲渡所得課税と59条の趣旨からすると、その譲渡資産の時価は、清算して課税すべき増加益が生じている譲渡者にとっての時価でとらえることは当然です。このため、その時価は、その譲渡先が誰であろうと、どんな事情を抱えていようと、また、その譲渡先が取得する株式の数や議決権の数に基づく支配権がどうであろうと、譲渡直前の譲渡者に生じている増加益を反映する譲渡者にとっての時価とみるべきです。

実際に、所基通59-6も、その趣旨を明確にするために令和2年8月24日に改正され、その(1)で「財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読み替える」としており、譲渡者にとっての時価を採用・計算すべきことを示しています（13頁参照）。

所得税法59条の時価について、本件裁判で審判所は「当該譲渡の時ににおける客観的交換価値、すなわち、それぞれの資産の現況に応じ、不特定多数の当事者間で自由な取引が行われる場合に通常成立する価額をいうものと解される。」としています。その時価の定義は、株式を含め資産又は財産一般の時価の基本的な意義として平成11年11月30日東京地裁判決など過去の裁判例でも示されており、所得税に限らず各税法共通の時価の基本的な意義として正しいものですが、59条の適用においては譲渡者の立場での「客観的交換価値」ということになります。

[参考] 所得税法 関連条文

○36条1項

その年分の各種所得の金額の計算上収入金額とすべき金額又は総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもつて収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする。

○59条1項

次に掲げる事由により居住者の有する山林（事業所得の基因となるものを除く。）又は譲渡所得の基因となる資産の移転があつた場合には、その者の山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額の計算については、その事由が生じた時に、その時における価額に相当する金額により、これらの資産の譲渡があつたものとみなす。

- 一 贈与（法人に対するものに限る。）又は相続（限定承認に係るものに限る。）若しくは遺贈（法人に対するもの及び個人に対する包括遺贈のうち限定承認に係るものに限る。）
- 二 著しく低い価額の対価として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）

[参考] 所基通59-6

法第59条第1項の規定の適用に当たって、譲渡所得の基因となる資産が株式（株主又は投資主となる権利、株式の割当てを受ける権利、新株予約権（新投資口予約権を含む。以下この項において同じ。）及び新株予約権の割当てを受ける権利を含む。以下この項において同じ。）である場合の同項に規定する「その時における価額」は、23～35共-9に準じて算定した価額による。この場合、23～35共-9の(4)ニに定める「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」については、原則として、次によることを条件に、「財産評価基本通達」の178から189-7まで((取引相場のない株式の評価))の例により算定した価額とする。

- (1) 財産評価基本通達178、188、188-6、189-2、189-3及び189-4中「取得した株式」とあるのは「譲渡又は贈与した株式」と、同通達185、189-2、189-3及び189-4中「株式の取得者」とあるのは「株式を譲渡又は贈与した個人」と、同通達188中「株式取得後」とあるのは「株式の譲渡又は贈与直前」とそれぞれ読替えるほか、読替えた後の同通達185ただし書、189-2、189-3又は189-4において株式を譲渡又は贈与した個人とその同族関係者の有する議決権の合計数が評価する会社の議決権総数の50%以下である場合に該当するかどうか及び読替えた後の同通達188の(1)から(4)までに定める株式に該当するかどうかは、株式の譲渡又は贈与直前の議決権の数により判定すること。
- (2) 当該株式の価額につき財産評価基本通達 179の例により算定する場合（同通達189-3の(1)において同通達179に準じて算定する場合を含む。）において、当該株式を譲渡又は贈与した個人が当該譲渡又は贈与直前に当該株式の発行会社にとって同通達188の(2)に定める「中心的な同族株主」に該当するときは、当該発行会社は常に同通達178に定める「小会社」に該当するものとしてその例によること。
- (3) 当該株式の発行会社が土地（土地の上に存する権利を含む。）又は金融商品取引所に上場されている有価証券を有しているときは、財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、これらの資産については、当該譲渡又は贈与の時における価額によること。
- (4) 財産評価基本通達185の本文に定める「1株当たりの純資産価額（相続税評価額によって計算した金額）」の計算に当たり、同通達186-2により計算した評価差額に対する法人税額等に相当する金額は控除しないこと。

[参考] 所基通23～35共-9 (抜粋)

(4) (1) から (3) までに掲げる場合以外の場合

次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める価額とする。

イ 売買実例のあるもの

…最近において売買の行われたもののうち適正と認められる価額

ロ 公開途上にある株式で、当該株式の上場又は登録に際して株式の公募又は売出し（以下この項において「公募等」という。）が行われるもの（イに該当するものを除く。）

…金融商品取引所又は日本証券業協会の内規によって行われるブックビルディング方式又は競争入札方式のいずれかの方式により決定される公募等の価格等を参酌して通常取引されると認められる価額

(注) 公開途上にある株式とは、金融商品取引所が株式の上場を承認したことを明らかにした日から上場の日の前日までのその株式及び日本証券業協会が株式を登録銘柄として登録することを明らかにした日から登録の日の前日までのその株式をいう。

ハ 売買実例のないものでその株式の発行法人と事業の種類、規模、収益の状況等が類似する他の法人の株式の価額があるもの

…当該価額に比準して推定した価額

ニ イからハまでに該当しないもの

…権利行使日等又は権利行使日等に最も近い日におけるその株式の発行法人の1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額

審判所の判断①法令解釈（その2）

2. 所基通59-6による時価評価の一般的な合理性

所基通59-6による時価評価の一般的な合理性について、審判所は、まず「取引相場のない株式の客観的交換価値を的確に把握することが容易ではないため、その客観的交換価値の算定方法を原則として評価通達の例によることに統一し、課税庁における個別的な判断がまちまちになることを避け、課税事務の迅速な処理を期するとともに、納税者間の公平、納税者の便宜等を図ることにある」旨を述べ、さらに、その評価方法が非上場株式のその譲渡の時ににおける客観的交換価値を算定する方法として、一般的な合理性を有するものといえる場合は、「客観的交換価値を適切に算定することができない特別の事情の存しない限り、上記客観的交換価値を超えるものではないと推認され、上記価額に基づく課税処分は適法であると認めるのが相当である。」旨を述べています。

そこで審判所は、非上場株式の時価の算定方法として所基通の定める非上場株式の評価方法（所基通59-6、同23～35共-9）を採用することの「合理性」についてさまざまに検討し、「大量かつ反復継続的な取引は行われず、また、仮に売買実例が存在したとしても、その取引価格が当事者間の主観的事情に左右されることが避け難く、その取引価格をもって当該株式の客観的交換価値を反映したものとは直ちにいえぬことに鑑みて、適正な価額による売買実例がある場合等を除き、その取引価格に依拠せずに評価するものと解され、当該株式の性質に即した評価を可能とするものとして、一般的な合理性を有するものといえることができる。」などとして、その一般的な合理性を認めています。

審判所の所基通59-6による時価評価の解釈（講師のコメント）①

所基通59-6は、非上場株式における所得税法59条第1項の「その時における価額」について、同通達23～35共-9に準じて算定した価額によるとし、非上場株式の場合はほとんどが、同通達（4）の二に当たります（本件も同じ）。

同通達（4）ニは「1株又は1口当たりの純資産価額等を参酌して通常取引されると認められる価額」を時価とする旨を定めていますが、これだけでは具体的な株式の時価を算定することが困難です。このため、所基通59-6は、相続税法における財産評価手法として定着している評価通達に基に、所得税(同法59条)と相続税との性格の違いに基づく一定の修正（同通達(1)～（4））をしたうえで評価通達の手法を準用することとしています（13頁参照）。

この「一定の修正」のうち、一番重要な修正点は、相続税・贈与税の場合は、株式の取得者の立場で、取得後の議決権数に基づく会社に対する支配力で評価方法、すなわち原則的評価にするか特例的評価である配当還元による評価にするかを決めますが、所得税法59条の時価は、譲渡者にとっての時価ですから、譲渡者の譲渡直前の議決権数に基づく会社に対する支配力によって評価通達の例による評価方法を決定するという点です。この点は、所基通59-6の令和2年改正の前後で一貫しています。譲渡における譲受者の会社への支配力の程度は、譲渡者の下に生じている増加益の額に影響を及ぼすものではありません。したがって、前記の譲渡所得に対する課税及び所得税法59条の趣旨に照らせば、譲渡者の会社への支配力の程度に応じた評価方法を用いるべきことは、令和2年最高裁判決も判示しています。上記「一定の修正」をしたうえで評価通達の例によることを定める所基通59-6は、その判示に沿うものといえます。

審判所の所基通59-6による時価評価の解釈（講師のコメント）②

非上場（取引相場のない）株式の評価において、所基通59-6の評価方法の一般的な合理性自体を否定するような判断は全く期待できません。この事件・裁決だけでなく、過去の裁判例もその一般的な合理性を認めています。それを否定するということは、同通達は評価通達を基盤としているわけですから、本家である相続税法の評価自体も揺らぐ、否定することになります。少なくとも実務家は、それはありえないという前提に立つべきです。

（注）個々の事案では、所基通59-6を適用すべきでない、所基通59-6によると客観的交換価値から大きく外れてしまう…といえるだけの特別な事情があるかという点だけは問題になりえます。

審判所の判断②認定事実～ 所基通59-6による評価を適用すべきでない特別な事情があるか

審判所が認定した本件譲渡の経緯は次のとおりです。

- [1] 本件社団法人設立後、X及びXの両親は本件社団法人の活動が支障なく行われるための原資を本件株式の配当金から捻出させるべく、本件株式の譲渡を検討し本件株式の譲渡価額について本件税理士に相談した。
- [2] 本件代表理事は、本件社団法人がA社に影響力を行使することができないよう本件株式の保有割合は本件株式の発行済株式総数の5%以内にすべきであり、また株式の購入代金があまりに高額では、購入代金に充てる基金の調達が多額になりその返還が困難になることなどを、X及び本件税理士に報告した。
- [3] 本件税理士は、本件株式の譲渡価額について、以下の点を考慮し検討を行った。
 - a. 少数株主であれば、配当還元方式による価額決定が可能であり、その他の評価方式による価額では譲渡価額が高額となり、本件社団法人の活動に支障が生じる。
 - b. 本件社団法人は設立直後で資金がなく、購入代金のほとんどを基金で調達する必要があるが、基金には返還義務があるので、購入代金が高額になるとその返還額が高額になり事業活動の支障となる。
 - c. 基本的に、配当還元方式による価額を対価とするが、Xの実際の取得価額も考慮し、取得の単価（一株当たりの価額）を譲渡の単価の最低額とする。
- [4] 本件税理士は、上記[3]により試算した本件株式の譲渡の対価をX及び本件代表理事に提案した。X及び本件代表理事は、この提案に基づき譲渡を行うこととし、本件株式の譲渡の単価等について、当事者間における交渉は行わなかった。

本件譲渡につき審判所が「純然たる第三者間」による譲渡でないと判断した理由（講師のコメント）

本件譲渡は、①本件株式の配当金を本件社団法人の活動資金の原資にしようとして企画され、②本件株式の譲渡価額について本件税理士が「少数株主であれば、配当還元方式による価額決定が可能」と考え、③本件社団法人の購入資金の負担も配慮して配当還元価額によることを提案し、④Xと本件社団法人がその提案を受け入れて譲渡価額が決定されたということです。譲受者の都合にあわせた譲渡で、当事者間で価額の交渉等を行われなかったということですから、通常の「純然たる第三者間」による譲渡でないことは明らかです。

さらに譲受者である本件社団法人は、譲渡者Xの父母の意向で設立され、その理事や社員はXの父が代表者のB社の役員や同社と関係の深い司法書士、弁護士が務め、その所在地はB社の本店で経理をB社の社員に依頼している等、本件社団法人がX一族やB社と強い関係があり、会社ではないものの、実質的には同族関係者に近いといえます。

以上により、本件株式の所得税法59条の時価として、配当還元価額たる譲渡価額のほうが相応しいといえる特別な事情が生じる余地はありません。審判所は、その他のXの主張も含めて、「Xの主張は評価通達による価額が同条の時価として適正なものであることを覆すことはできない」旨の判断をしています。

本件譲渡の譲受者が一般社団法人である理由（講師のコメント）

本件譲渡の譲受者は会社でなく一般社団法人で、形式的には譲渡者Xの評価通達188の同族関係者ではありません（法人の同族関係者は会社に限定されています）。本件譲渡後のA社における本件社団法人の議決権割合は発行済株式の5%未満で、Xらの議決権と合算されることなく、少数株主に該当します。したがって、59条の時価は譲受者にとっての時価で(も)OKと考えていたと思われるXや本件税理士にとって、譲渡価額を配当還元価額とするために、譲受者が一般社団法人であることが都合がよかったのだと推測できます。

Xの両親が本件社団法人を通じてやろうとした事業は株式会社でもできますし、株式を通じた支配ができる株式会社の方が支配は安定します。にもかかわらず、あえて一般社団法人を利用した理由は、裁決書では触れられていませんが、そのような税務上の思惑があったと思われます。

まとめ

本件株式の譲受者である本件社団法人は、存続・活動資金等のためその配当を期待するだけの株主としてそれを取るので、本件社団法人にとっては、配当還元価額は時価といえます。しかし、所得税法59条の譲渡者にとっての時価とはいえないということです。59条の時価ではない譲渡価額(配当還元価額)を、税理士が誤って“時価とすることが可能”と考え、譲渡者のXがそれを採用したことで当然に否認され、審査請求でも譲渡者にとっての時価という土俵に上がらない主張に終始し、審判所に棄却されたと整理できます。

Xや本件税理士は、所得税法59条の時価は「譲渡者にとっての時価」であるという基本を理解していなかったと考えられます。非上場株式の譲渡の場合で所基通59-6による評価、すなわち評価通達を一部修正した評価が適用されるとき、この基本は重要です。会社でなく一般社団法人を譲受者としても、「譲渡者にとっての時価」には何も影響しません。本件譲渡については所基通59-6を適用すべきでない特別な事情もなく、他に何らみるべき主張もないということで、審査請求が却下されるのは当然の結果だったと思います。

山崎 信義

税理士法人タクトコンサルティング 情報企画部 部長 税理士

同志社大学経済学部卒業、大和銀行（現りそな銀行）等を経て、2001年株式会社タクトコンサルティング入社。
現在は情報企画部部長として、相続、譲渡、事業承継から企業組織再編まで、資産税を機軸とした幅広い業務に携わり、各種セミナー講師としても活躍中。



